

9. 修了確認期限の延期

【本項目でのポイント】

修了確認期限の延期を希望する方も必ず免許管理者に申請が必要であることにご注意ください。

(1) 対象者

修了確認期限までに免許状更新講習の受講義務がある方(2頁の枠囲み中の(2)に該当する方)について、免許管理者は、一定の場合に、相当の期間を定めて、修了確認期限を延期することができます。

この場合は、延期を希望する本人が必ず免許管理者に申請を行う必要がありますので、ご注意ください。

ここでいう「一定の場合」とは次のとおりです。

(1) 教育公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合。

公立学校の教諭、助教諭、講師のみです。

(2) 修了が困難である場合

下記の から に該当するやむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合

心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会(免許管理者)がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。

海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。

専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。(科目等履修生は除く)。

教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。

その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。

(3) 10年以内に免許状の授与を受けている場合

下記の から の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合

平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。

修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を授与()された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。

ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれますのでご注意ください。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。

平成23年3月31日に満35歳、満45歳、満55歳である方で平成22年12月31日までに免許状更新講習の課程を修了していないこと。

(1)、(2) ~ ・ については、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、以上のような事項に該当することが必要です。

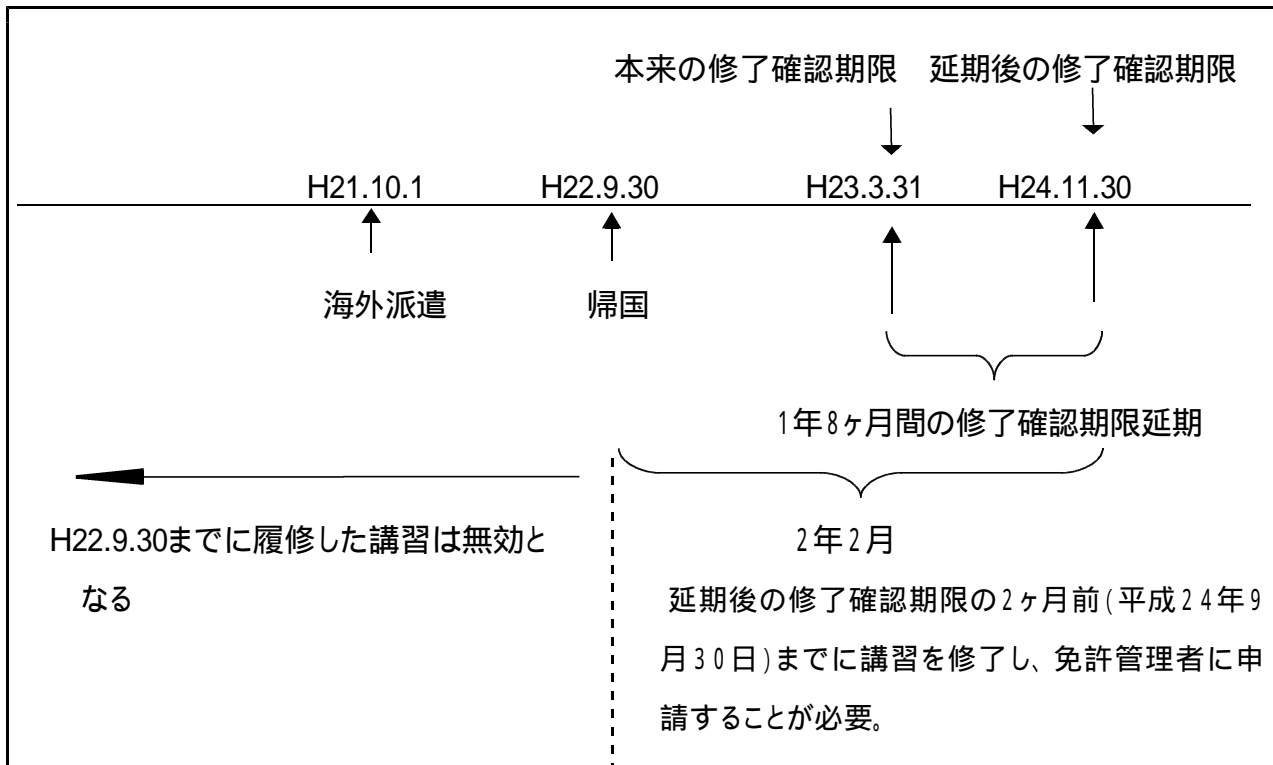
(2) 延期期間

下記の通り、各事由ごとに修了確認期限の延期期間が定められています。

・ 前述対象者(1)(2)に該当する場合には、その事由がなくなった日から2年2ヶ月以内

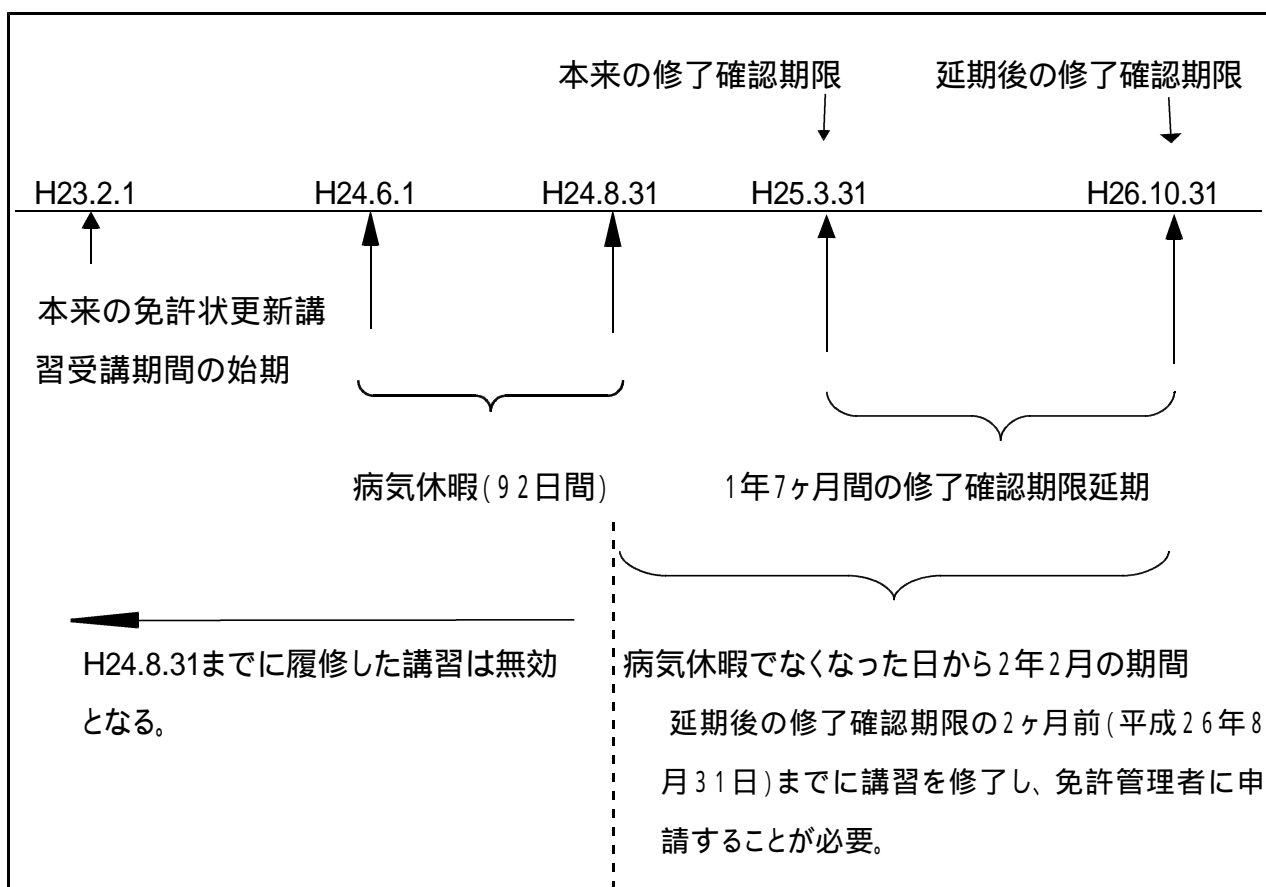
例1：在外教育施設への派遣

昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、平成21年10月1日に在外教育施設に派遣され、平成22年9月30日に帰国した場合、最初の修了確認期限は平成23年3月31日から、平成24年11月30日に延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、海外派遣前に(例えば、平成21年8月に)講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。



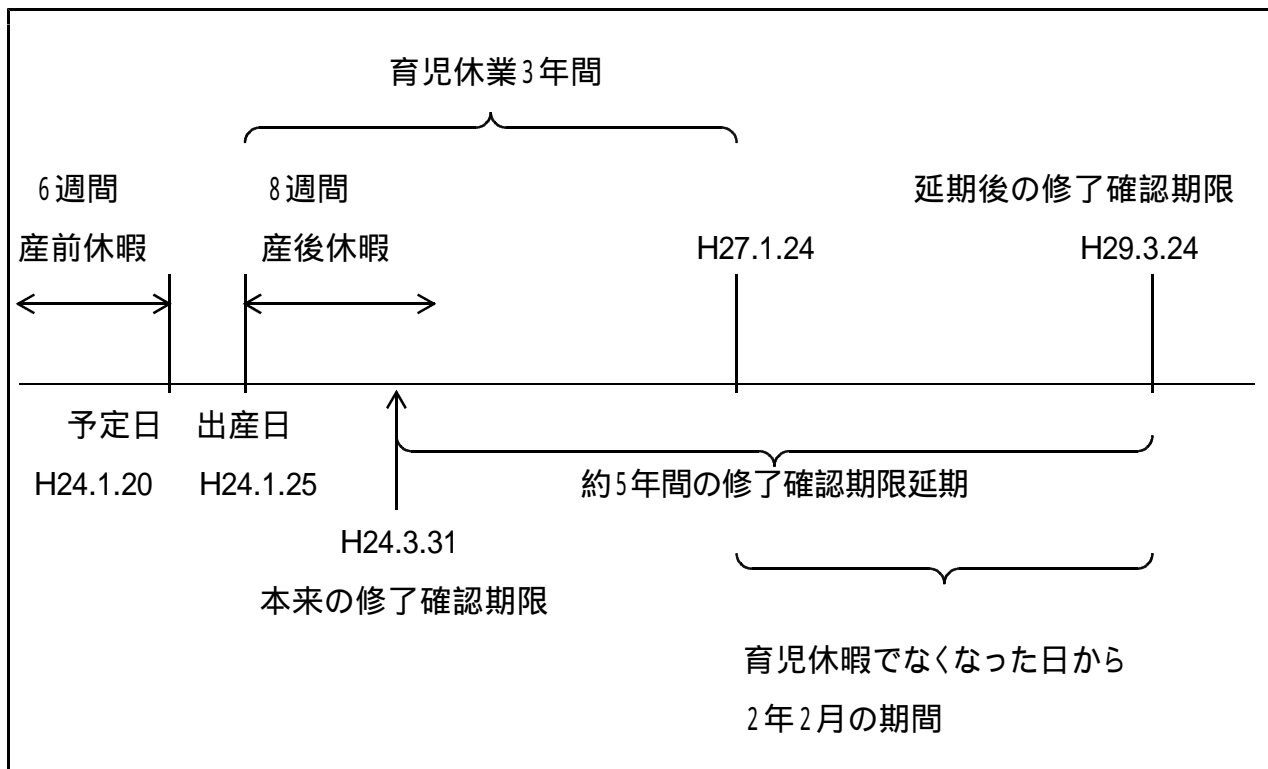
例2：病気休暇

本来の免許状更新更新講習受講期間中に病気休暇を取得した教諭は、病気休暇でなくなった日（延期事由がなくなった日）から2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。この場合、免許状更新講習を受講・修了すべき期間は、延期後の最初の修了確認期限までの2年2ヶ月となります。このため、病気休暇前に（例えば、平成24年6月に）講習の一部を履修していても、更新講習修了確認のために必要な時間数に含めることはできなくなりますのでご注意ください。



例3：産休・育休

分娩予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得し、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間で育児休業を取得した場合、育児休業が終了した日(延期事由がなくなった日)から2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

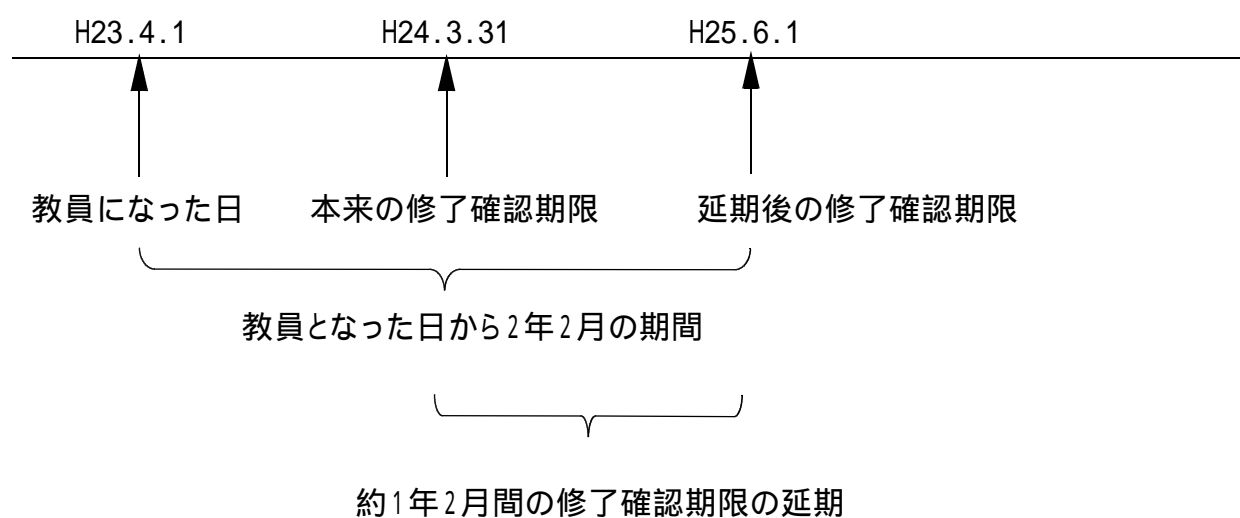


. 前述対象者(2) については教員となった日から2年2ヶ月以内

例4: 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満

教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満である場合、教員となった日から2年2ヶ月間の範囲内で、修了確認期限を延期することができます。

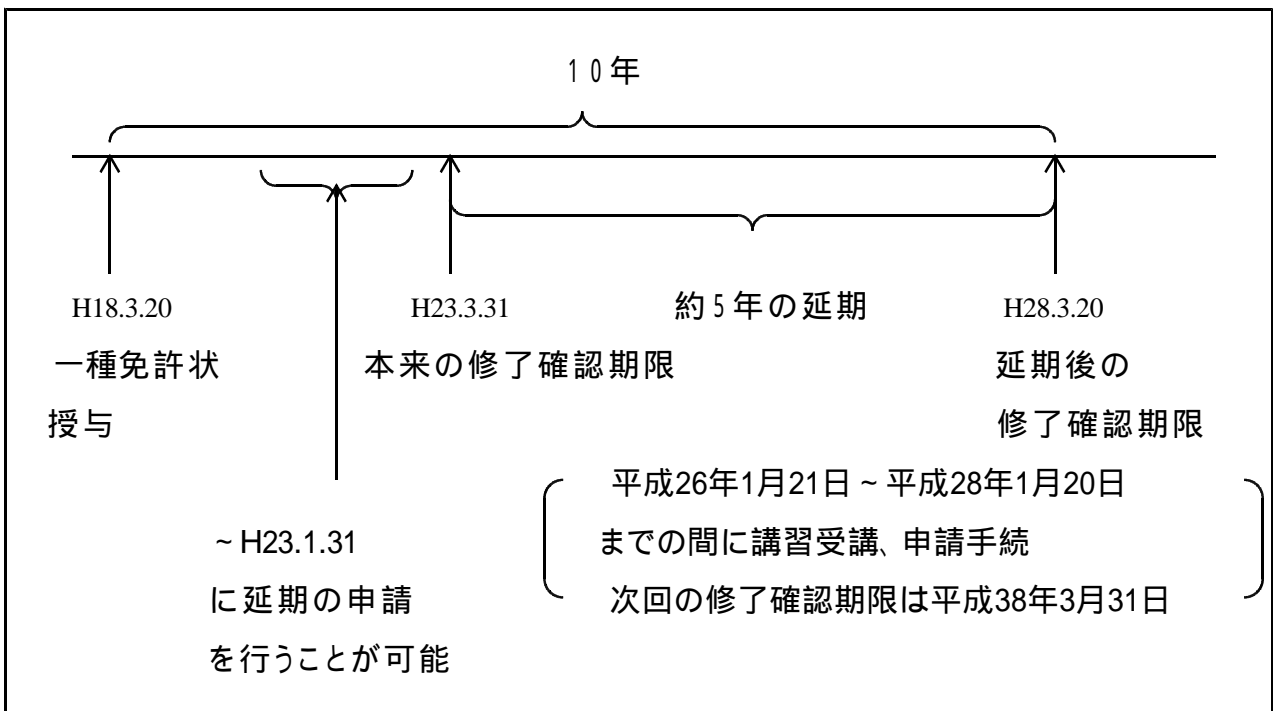
昭和31年5月5日を生年月日とする方が平成23年4月1日に教諭に任用された場合の例



. 前述対象者(3) 、 に該当する場合には、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

例5: 上進

昭和40年5月3日を生年月日とする教諭で、小学校教諭二種免許状が授与された年月日が平成5年3月20日、小学校教諭一種免許状を授与された年月日が平成18年3月20日の方の場合、最初の修了確認期限は、申請により平成23年3月31日から平成28年3月20日に延期することができます。



. 前述対象者(3) に該当する場合には、平成23年5月31日までの範囲

(3) 申請方法

旧免許状所持者の修了確認期限の延期の流れは次の図のとおりとなります。

最初の修了確認期限の確認

(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

最初の修了確認期限

平成 年 月 日

延期対象者であることを確認ください。

各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと

修了確認期限の2ヶ月前までに、延期したい期間を明示して、免許管理者(勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会)に修了確認期限の延期を申請します。

(延期申請の際に各学校長等から教員であることを証してもらうことが必要です。)

申請手続最終日

平成 年 月 日

免許管理者が修了確認期限の延期を行い、修了確認期限延期証明書を発行します。

延期後の修了確認期限に基づき、免許状更新講習を受講・修了し、諸手続を行ってください。

次回の修了確認期限

平成 年 月 日

免許状更新講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。したがって、延期前に更新講習を履修していた場合、延期の期間によっては、その履修の成果を活用できない場合がありますので、ご留意の上で延期を申請してください。

よくあるご質問とお答え

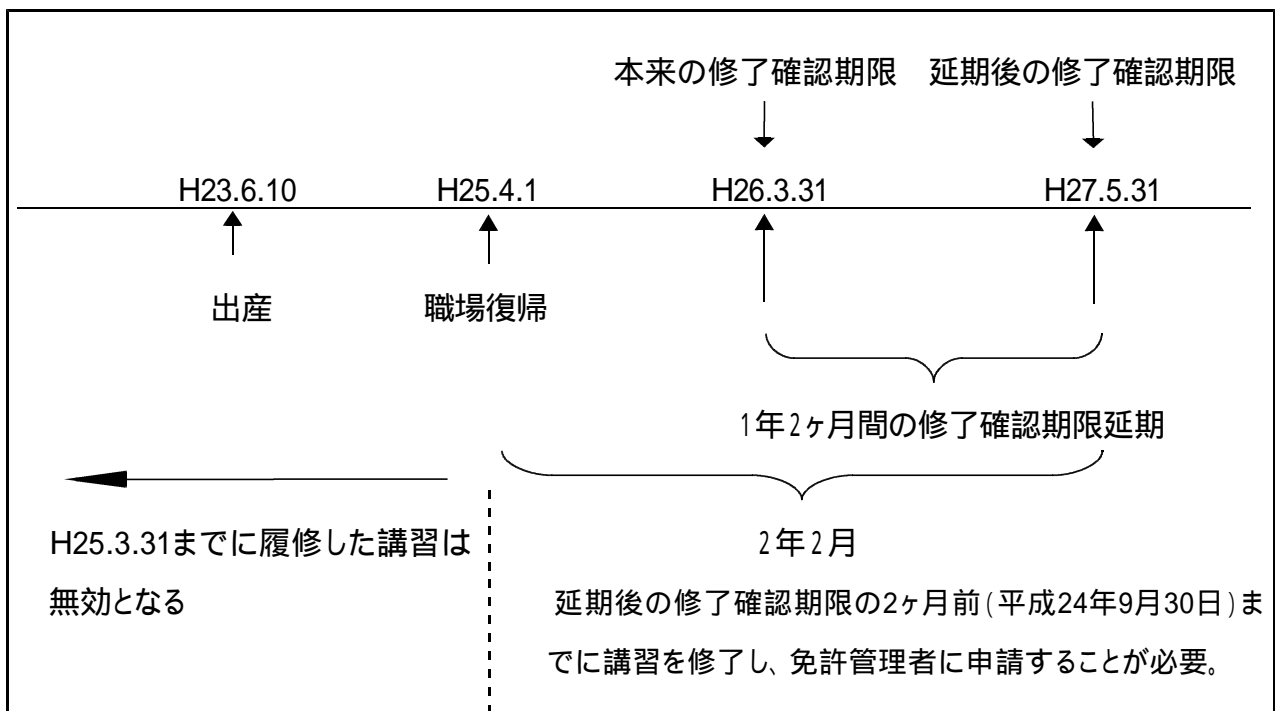
問 1 8 やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することは可能ですか？

(答)

やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合、免許状更新講習を受講することが困難であると認められているはずですから、通常、受講できる状態にはないと思われれます。

その後の事情の変化により免許状更新講習を受講できるようになった場合には、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することも不可能ではありません。

ただし、更新講習修了確認に活用できるのは、延期後の修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間に修了した講習のみですから、やむを得ない事由がなくなった日から2年2月後まで延期している場合には、受講をしても活用できないこととなってしまいます。



問 19 突然の病気等により本人が申請期限までに延期の申請できないときは、どうするのですか？

(答)

本人による申請期限までの申請が不可能な場合には、校長等が代理申請を行うことも可能と考えますが、具体的な運用については、各免許管理者（勤務地の教育委員会）において決めることとなります。

問 20 実習助手の職にありますが、延期の申請はできますか？

(答)

延期の申請は、修了確認期限までに講習を受講する義務を課せられている方のみできます。したがって、実習助手は延期の申請をできません。